



以下の規制は乗客安全検査場における液体物、ジェル、 およびエアソール物品に適用されます

- ▶ 液体物、ジェル、及びエアソール物品の機内持ち込みは許可されない。但し、以下は対象外とする。液体、ジェル及びエアソール物品が 3 オンス (90 ml) 以下の容量の容器に別々に入れられているものを、透明で再密閉可能な 1 クォート (1 リットル) サイズのプラスチックバッグ一個にいれたもの。このプラスチックバッグには含有物が余裕をもって入り、このプラスチックバッグは完全に密閉されており、機内持ち込みバッグとは別個に X 線検査を受けるものとする。
- ▶ 以下にリストされた項目の持ち込みは許可されるが、1 クォート (1 リットル) サイズの最密閉可能で透明なプラスチックバッグに含有されていない場合、また 3 オンス (90 ml) 以上の容器の場合は検査場で TSA 担当員に申告しなければならない。
 - 乳児または幼児が旅をしている場合、容器にいれた乳児用粉ミルク、ミルク (母乳も含む) 及び離乳食
 - 医薬品 (液、ジェル及びエアソール)
 - 糖尿病その他、医療的に必要な液体 (ジュースを含む) 及びジェル物
- ▶ その他全ての液体物、ジェル及びエアソールはチェックイン荷物としての搬送を許可する。

安全地域内で購入された液体物 (飲み物を含む)、ジェル及びエアソールは機内に持ち込みを許可する。